

平成 29 年 9 月 28 日

一般社団法人岐阜県経営者協会長

小川 信也 殿

過重労働解消に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、当局で本年 5 月に実施した安全衛生管理自主点検結果によると、平成 28 年に県内で過労死認定基準とされる月 80 時間超の時間外及び休日労働を行った労働者がいた事業場の割合は、運送業 37%、製造業 31%、全業種 21%となっています。

また、長時間労働の是正のためには労働時間の適正な把握が重要ですが、これがなされていないことによる賃金不払残業も依然として多くみられ、平成 28 年度の当局の監督指導により不払いだった割増賃金を 100 万円以上支払った事案だけで 51 社 4 億円に及ぶところです。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法 (平成 26 年法律第 100 号)」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

そこで、厚生労働省では、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしています。

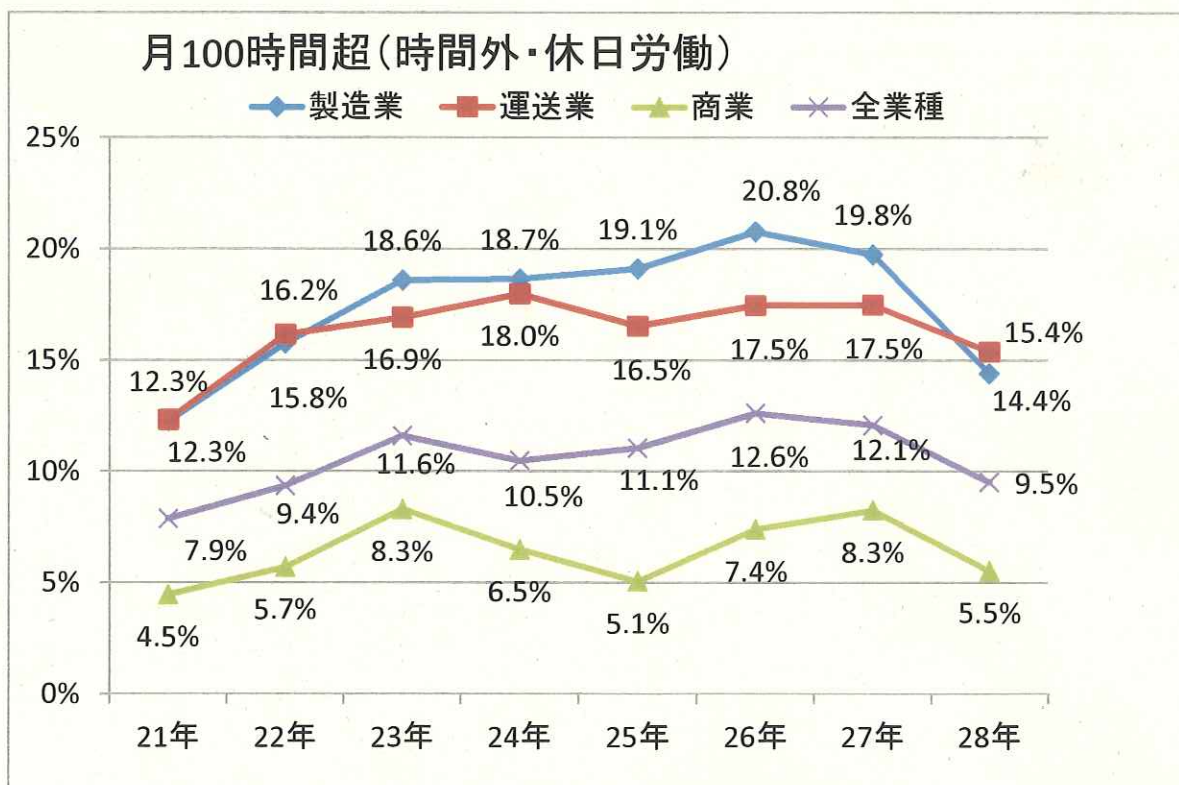
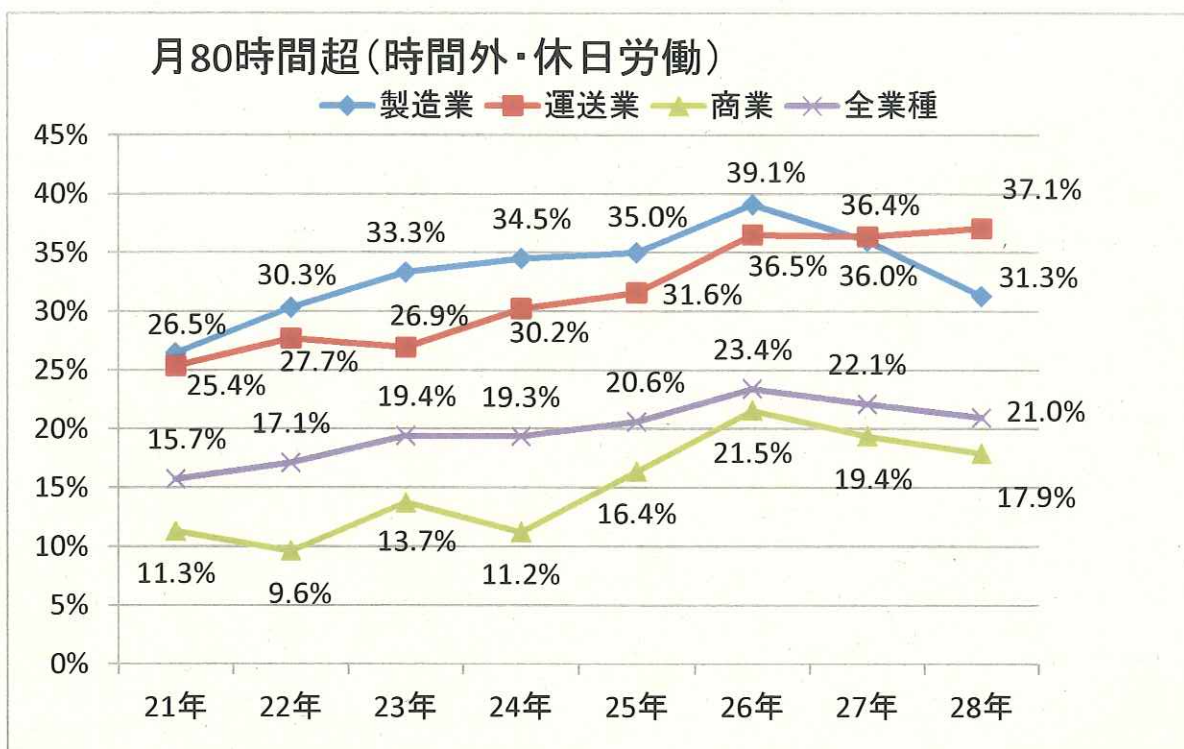
具体的には、経営トップによるメッセージの発信、ノー残業デーの設定、様々な取組による年次有給休暇の取得促進等が挙げられます。

これまでも貴協会からは、傘下会員企業等への働き方改革等に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下会員企業等に対する周知啓発に御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局長

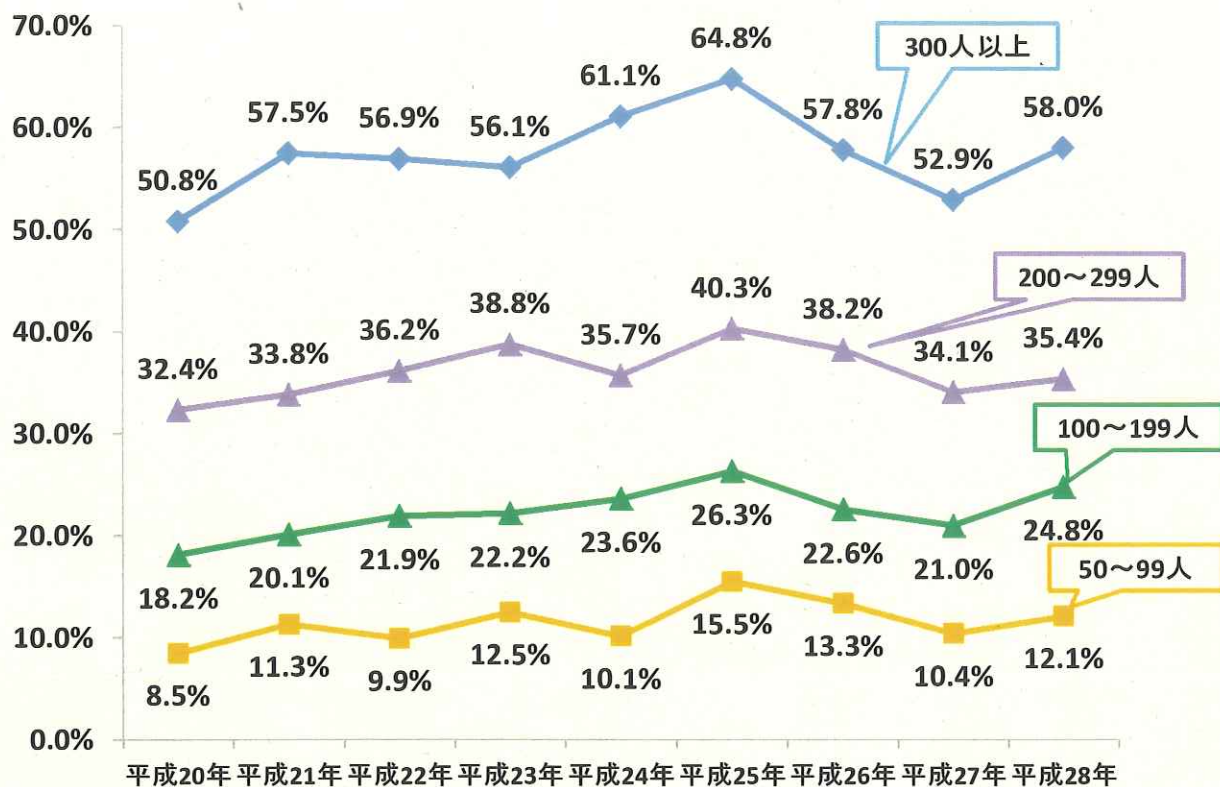


長時間労働の労働者がいる事業場の割合(岐阜県)

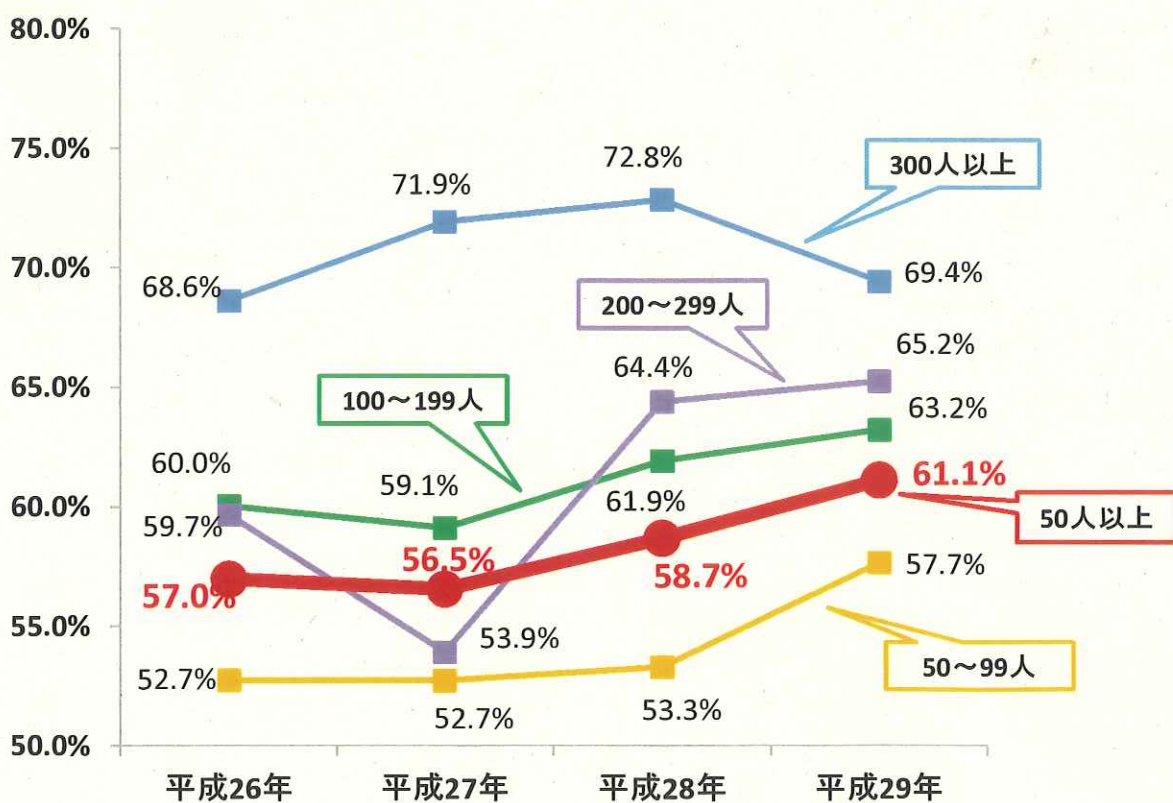


資料出所: 岐阜労働局「安全衛生管理自主点検結果」

グラフ1:メンタルヘルス不調で休業した労働者がいる事業場の割合(岐阜県・規模別)



グラフ2:「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合(岐阜県・規模別)



※ 資料 岐阜労働局「安全衛生管理自主点検結果」

(事業主のみなさまへ)

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
 - (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
 - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと



平成 28 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果
 (1 企業で合計 100 万円以上)

業種	企業数	対象労働者数	是正支払額 (万円)
製造業	16	843	9,741
建設業	5	203	5,554
運輸・交通業	2	57	1,100
商業	7	172	2,587
金融・広告業	2	1,112	11,124
教育・研究業	1	15	246
保健衛生業	7	652	5,869
接客娯楽業	3	23	1,023
清掃・と畜業	1	4	134
その他の事業	7	216	2,609
合計	51	3,297	39,987
		企業平均	784
		労働者平均	12.1

資料出所 岐阜労働局「平成 28 年度監督指導による賃金不払残業の是正結果」